

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県土整備事務所凍結防止剤調達業務 一式

（２）業務の内容

別紙「令和8年度鳥取県土整備事務所凍結防止剤調達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（３）業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の諸材料に登録のある者で、かつ営業内容に「融雪剤」又は「凍結防止剤」の内容が含まれる者。

（３）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

（４）令和8年10月7日（水）から同年10月30日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

4 入札手続等

（１）入札・業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話 0857-20-3605

電子メール tottori_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

（２）入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月30日（金）午前10時入札、即時開札

イ 場所

鳥取県東部庁舎 入札室（地下1階）鳥取市立川町六丁目176番地

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第3号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和8年10月14日（水）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和8年10月15日（木）午後5時までにインターネットのホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/24711.htm> によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書（入札参加資格確認書（様式第2号））を、4の（1）の場所に令和8年10月16日（金）午後5時までに持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

入札参加資格確認書（様式第2号）1部

8 資格審査について

（1）6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年10月21日（水）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県鳥取県土整備事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年10月23日（金）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県鳥取県土整備事務所長は、説明を求めた者に対して令和8年10月28日（水）までに書面により回答する。

9 入札条件

（1）入札は紙入札により行うものであること。

（2）入札書に記載する金額は、1袋当たりの単価（税抜）に予定数量を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として記載する。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された薬剤ごとの単価契約（以下「契約金額」という。）とし、代金の支払に当たっては、契約金額に実購入量を乗じて得た額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により支払うので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から110分の10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書の単価欄に記載すること。

（3）入札は入札書（様式第1号）により行うものとする。

（4）再度入札は2回とする。（初度入札と併せて3回とする。）

（5）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（6）入札者は、政令、会計規則、本件公告及び仕様書を熟知の上、入札すること。

- (7) 入札後、本件公告、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 郵送または信書便による入札は認めない。

1 0 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 1 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第4号）を4の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (4) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

1 2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

1 3 契約書作成の要否

要

1 4 手続における交渉の有無

無

1 5 専属的合意管轄裁判所

本件調達に関する訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

1 6 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第6号）を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「発注者」とい

う。)が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額（単価契約による場合は契約期間中の支払予定額の総額）が契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

（6）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

（7）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。